



「特定秘密保護法案の欺瞞を見逃すな！—11.22 市民と議員の法案阻止緊急院内集会」で発言する、東京・生活者ネットワーク都議会議員 [杉並]の小松久子

生活と政治をつなぐ情報紙

# 生活者通信

東京・生活者ネットワーク

臨時号

2013.11.28

法案の衆議院通過にあたって、  
東京・生活者ネットワークは声明します

## 特定秘密保護法案の欺瞞を見逃すな！ 法案を廃案に！

11月26日、安倍内閣が国会に提出した「特定秘密保護法案」が、衆議院で強行採決され、可決しました。

生活者ネットワークは、参加と自治の市民政治を進めるべく発足した（1977年）市民の政治ネットワークです。市民の知る権利を保障するために、公的機関の情報公開を進めてきた立場から、本法案に一貫して反対を表明し、廃案を求めてきました。

衆議院での法案修正では、秘密指定と解除・適性評価基準を作成することとされましたが、政府の説明責任の徹底と恣意性の排除、市民の知る権利の保障に係る実質的内容は不明確極まり、法案自体の問題は何一つ変わっていません。今必要なのは、「恣意性にまみれた、治安維持法にも匹敵する特定秘密保護法案」などではなく、情報公開の確たるしくみの推進です。法案が孕んでいる本質的問題に踏み込むことなく審議が打ち切れ、強行採決に至ったことに怒りとともに、強く抗議するものです。

### そもそも特定秘密保護法案って？ その概要と問題点

特定秘密保護法案とは、国にとって重要な情報を「特定秘密」に指定し、それを取り扱う人を調査・管理し、特定秘密を外部に知らせたり、外部から知ろう

とする人などを処罰することによつて特定秘密を守ろうとするもの。対象となり得る情報は、  
①防衛 ②外交 ③外国の利益をはかる目的の安全保障活動防止（スパイ活動防止） ④テロ活動防止——の4分野とされています。しかし、特定秘密は「行政機関の長」が指定できることになっており、「対象分野は無制限」となること、「何が特定秘密であるかも秘密」とされることが危惧されます。

市民にとって重要事項である情報自由な流通を閉ざし、知らされることも、未来永劫、自国の歴史を検証することもできないことになる危険性を孕んでいるこの法案が成立すれば、憲法で保障されている知る権利は実質意味を失い、市民主権もまた灰燼に帰すことになるでしょう。

そして、その危険性は抽象的な概念でも杞憂でもなく政府・官僚組織の来し方から明らかです。たとえば、「核を持ち込ませず」と謳った非核三原則にもかかわらず、米国の情報公開によって白日の下に曝された「米軍核持ち込み容認」「沖縄密約情報」などを政府・外務省は「文書不存在」と抗弁し続け、「文書破棄」に至ったものとの事態があります。さらにはテロ防止に係る原子力政策の欺瞞。そもそも原発を核の平和利用などと衆目を欺き、市民の抵抗・

原発情報の開示請求に蓋を続けてきたのは政府・経産官僚たちであり、3・11に直面してなお、巨費をつぎ込んで開発された「緊急時迅速放射能影響予測システム（SPEEDI）」の情報隠し、適切な避難誘導を怠ったのは時の政府でした。

### 民主主義を 殺さないために 法案成立絶対阻止を！

今、この法案の成立を許すことは、政府の保有する情報には「由らしむべし知らしむべからず」の古い政府へと回帰することを容認することであり、自民一強体制のもと、国連主義と逆行する集団的自衛権解釈改憲・立法改憲への途をも許すことになりかねません。民主主義を、市民主権を殺さないために、私たちが戦後手にした平和憲法、すなわち立憲主義・国民主権・平和主義・基本的人権を侵害する安倍政権の巧妙な手口を暴き、法案成立を断固阻止しなければなりません。

「特定秘密保護法案」は、参議院へとところを変え審議入りを行いました。良識の府とされる参議院でこそ廃案へと追い込むべく、この法案が内包する根源的な問題をこそ徹底審議されることを、生活者ネットワークは強く求めます。